

マンション管理規約とは

区分所有者が、そのマンションにおける専有部分や共用部分について、また、共同生活を快適に営むために定められる各マンション個別のルールです。

多くのマンションでは、国土交通省の示す標準管理規約をもとに、マンション管理規約を作成しています。今回、民泊新法の施行を前に、その標準管理規約の改正案（ひな形）が示されました。



標準管理規約(単棟型) 平成29年8月29日改正

☞民泊を許容する場合

第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用することができる。

☞民泊を禁止する場合

第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。

上記は、あくまでも一例です。各マンションのご事情に合った管理規約の改正をして下さい。

ポイント！

- ☑ 各管理組合で、住宅宿泊事業を「許容」あるいは「禁止」するかを、明確に意思表示するため、管理規約に明記しておく。
- ☑ 「禁止」を選択するのであれば、違反に対する監視体制についても併せて検討する。
- ☑ 改正の手続が間に合わない場合は、少なくとも総会あるいは理事会において、住宅宿泊事業を「許容」あるいは「禁止」するかの方針を決議し、議事録に記しておく。
- ☑ (住宅宿泊事業の届出が開始される前日の)平成30年3月14日までに、管理組合として上記いずれかの決議を行うべく、速やかに検討を始める。

詳しくは、下記までお問合せ下さい。

【マンション管理組合への支援制度についてのお問合せ先】

台東区役所住宅課 マンション施策担当 電話:(03)5246-1468

【住宅宿泊事業法および旅館業法についてのお問合せ先】

台東保健所生活衛生課 環境衛生担当 電話:(03)3847-9455

【民泊に関する相談窓口】

民泊ヘルプライン(東京都マンション管理士会)

電話:(03)5829-9774

受付時間:月~金曜日(祝日を除く)午後1時から4時